令和４年11月定例会　文教厚生委員会（付託）
令和４年12月７日（水）
〔委員会の概要　教育委員会関係〕

岩佐委員長
　ただいまから，文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）
　直ちに議事に入ります。
　これより教育委員会関係の審査を行います。
　この際，教育委員会関係の追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに，報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その３））
　○　議案第34号　徳島県学校職員給与条例の一部改正について
　○　議案第35号　徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】
　○　「徳島県学校教育情報化推進計画（素案）」の概要について（資料１－１，１－２）
　○　令和５年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料２）

榊教育長
　教育委員会関係の提出議案等の御説明に先立ち，１点，御報告申し上げます。
　去る11月12日，公立小学校の教諭が県内の量販店において女性のスカート内にスマートフォンを向け盗撮し，県迷惑行為防止条例違反の容疑で警察の任意捜査を受け，書類送致されるという事案が発生いたしました。当該教諭につきましては容疑を認めていることから，去る11月29日に懲戒免職の処分といたしました。教職員によるわいせつ事案が連続していることについては痛恨の極みであり，被害に遭われた方，子供たち，そして保護者や県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。
　誠に申し訳ございませんでした。
　県教育委員会といたしましては，再発防止に向けまして実効性のあるコンプライアンス研修を継続的に実施できるよう，市町村教育委員会と連携を強化するなどこれまで以上に服務規律の徹底を図り，信頼回復に努めてまいります。
　続きまして，11月定例県議会に追加で提出いたしております教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。
　今回，御審議いただきます案件は条例案２件でございます。
　それでは，文教厚生委員会説明資料（その３）の１ページを御覧ください。
　（１）の条例案でございます。
　まず，①の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。
　令和４年10月12日付けの人事委員会勧告に鑑み，本県の学校職員の給与について改定を

行うものであります。
改正の主な概要といたしましては，全ての給料表について初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに，今年度12月期の勤勉手当の支給割合を100分の105に，次年度６月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の100にすることといたします。施行期日は，給料表の改定は公布の日，勤勉手当の支給割合の改定については今年度分は公布の日，次年度分は令和５年４月１日からでございます。
続きまして，２ページを御覧ください。
②の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。
先に御説明いたしました徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例に鑑み，会計年度任用学校職員も同様に改定を行うものでございます。
以上で，追加提出案件の御説明を終わらせていただきます。
続きまして，教育委員会に関する事項について，２点，御報告申し上げます。
１点目は，徳島県学校教育情報化推進計画（素案）の概要についてでございます。
資料１－１でございます。
１，策定趣旨でございますが，本計画につきましては令和元年６月に施行された学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき，国が策定する学校教育情報化推進計画を受け，初めて策定する県計画となります。この度，国の計画がパブリックコメントに付され，計画の詳細が明らかになったことから，県計画策定に向け学識経験者，企業・団体等関係者，教育・学校関係者で構成する推進計画策定委員会を設置し，協議を頂いているところであり，去る11月14日に第２回の会議が開催され，素案が取りまとめられましたので御報告させていただきます。
それでは，３，計画の概要を御覧ください。
まず，（１）基本方針でございますが，本県における学校教育の情報化に向け，現状と課題を整理した上で全ての児童生徒の情報活用能力育成に向け，学校のＩＣＴ環境整備，教員の指導力向上のための研修充実，教員を支援するＩＣＴ専門人材の活用，学校，家庭，地域と連携し施策を推進するための体制整備などについて，方向性や具体的な取組を取りまとめることとしております。
次に，（２）基本方針に基づく取組でございますが，①ＩＣＴを活用した児童生徒の資質，能力の育成，②教員のＩＣＴ活用指導力向上と人材の確保，③ＩＣＴを活用するための環境の整備，④ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善といった４点それぞれについて，今後の取組を取りまとめることとしております。
続いて，４，推進期間でございますが，令和５年度から令和７年度の３年間とし，毎年度ＰＤＣＡサイクルによる見直しを行い改善を図ることとしております。
最後に，５，今後のスケジュールでございますが，令和４年12月にパブリックコメントを実施し，令和５年１月の第３回策定委員会にて最終まとめについて協議を行い，２月議会で計画案を御報告させていただき，御論議を踏まえ令和５年３月に計画を策定することとしております。
なお，素案については資料１－２として添付しております。
２点目でございます。

令和５年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

資料２を御覧ください。

これは，全庁的な取組といたしまして委員会における御審議の充実に資するため，来年度の予算編成に向けた各部局の施策の基本的な方針や方向性を御報告することとし，あわせてその内容を県ホームページ上に掲載し，県民の皆様にも広くお知らせしようとするものです。来年度の予算編成に当たり，教育委員会においては徳島教育大綱に掲げた未知の世界に果敢に挑戦する，夢と志あふれる人財の育成を図ってまいります。

まず，資料上段，未知を切り拓く共通戦略でございます。

令和５年度の施策を進める上で，大きく三つの戦略を常に念頭に置き，徳島ならではの教育を展開してまいります。一つ目の戦略，ＧＩＧＡスクール構想の展開では，ＧＩＧＡスクールの取組を進めるため，先ほど御報告いたしました徳島県学校教育情報化推進計画の下，ハード面，サポート面での環境をより充実させ，教育ＤＸを加速してまいります。

二つ目の戦略，働き方改革の推進では，ＧＩＧＡスクール構想の実装を通じた業務改善を積極的に進めるとともに，休日部活動の円滑な地域移行の推進を図るなど，第２期とくしまの学校における働き方改革プランに基づく取組を積極的に展開してまいります。

三つ目の戦略，ダイバーシティとくしまの実現では，ダイバーシティ先導モデルとなる国府支援学校について，プロジェクトの先駆けとなる新校舎棟の令和６年度着工に向けてしっかりと取り組んでまいります。

また，しらさぎ中学校では，年代や国籍を超えた多様なニーズに対する個別最適な学びを提供するなど，徳島ならではの教育モデルを積極的に展開してまいります。

これら３本を共通戦略と位置付け，下段記載の令和５年度重点施策に取り組んでまいります。

まず，①未来を創る教育の推進では，エシカル教育の推進，総合寄宿舎増設によるにぎわいの創出，地域と連携した高校の魅力化など，新たな時代に求められる社会課題等に対応した教育を一層推進してまいります。

次に，②多様な学びの充実では，脱炭素社会実現に向けた実践，農福連携，全ての学習段階における英語教育の充実など，子供たちの可能性を最大化する教育を推進してまいります。

最後に，③健全な心身の育成では，専門家と連携したいじめ・不登校対策の推進や子供の心を守るサポート体制の強化など，子供たちの成長をしっかりとサポートできる体制を整えるとともに，部活動の充実強化やトップアスリートの育成，強化に努めてまいります。

報告は，以上でございます。

よろしく御審議のほど，お願い申し上げます。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは，質疑をどうぞ。

井下委員
　早速なんですけれど，今の説明の中の基本方針のところで質問させてください。
　まずは先生の働き方の部分なんですけれど，２年前の委員会でもいろいろと質問させていただきました。ＲＰＡの導入も進んでいるのかと思いますが，現状を教えていただけませんか。

小原教育政策課長
　ただいま井下委員より，働き方改革の取組の現状についての御質問を頂戴したところでございます。
　現在，教育委員会におきましては働き方改革ということで先ほど教育長から御説明申し上げましたように，第２期働き方改革プランに沿って取組を進めておるところでございます。具体的には県下統一して導入した統合型校務支援システムに関して，各学校の教員の皆様への研修を充実させることにより，そのシステムの使い方に慣れるような活動を行って業務改善を進めるとともに，また先般，学校教員の皆様と会合を開催しまして，そうしたシステムの改善要望も聞き取りしながら更なる校務支援システムの活用を図っておるところでございます。
　また，学びサポーター，スクール・サポート・スタッフ，部活動指導員といった外部人材の活用，拡充を様々な学校現場に赴いて各教員の方々に活用を呼び掛けるなどの活動をしておるところでございます。
　そして，今年度に入りましては，教員の皆様に御参加いただいている学校における働き方改革推進チームや多忙化解消推進会議を開催いたしまして，現場での実情及び取組状況などをつぶさに聞き取りしながら各学校への横展開に努めているところでございます。具体的に申し上げますと，先ほど申し上げました学校における働き方改革推進チーム会議におきましては，現在，高等学校や特別支援学校，中学校，小学校教員の皆様約17名と教育次長を中心とした教育委員会事務局のメンバーとでこれまで会議を２回開催しておりまして，その中におきまして働き方改革プランの実施状況でありますとか時間外在校等時間の現在の県内の状況でありますとか，また各学校での独自の取組状況の発表，全国的な動きの情報提供を中心に会議を行うとともに，新たな取組についての意見をお聞きしたところでございます。そしてさらに，そこで集めた意見を基に，この10月からは徳島の学校における働き方改革通信ということで，県立学校及び地教委の教員の皆様を対象に情報発信をするための，とくしまの学校における働き方改革通信～うぇるびーいんぐ～という機関紙の発行も始めたところでございます。こちらを用いまして，県立学校の教職員，市町村教育委員会また管下の学校教職員の皆様に先進事例をしっかりと共有，横展開し，更に活動を活性化していくことを目指しておるところでございます。

井下委員
　プランを立てたばかりで，まだ始まったばかりのところもあると思います。その中で最初から言われていた課題といいますか，地域格差の問題ですとか先生によっての熱量も当然いろいろあると思います。部活動の問題もありますが，今回この令和５年度のプランを作るに当たっての方向性といいますか，ざっくりで構わないので，今どんなふうに捉えて

いるのか教えてもらえませんか。

小原教育政策課長

ただいま井下委員より，働き方改革プランの取組に関する現在の教員の皆様の受け止めとか活動状況についての所感ということで御質問を頂戴したところでございます。

今，委員からお話がありましたように，やはり働き方改革の取組については地域ごとに様々な格差といいますか取組状況の違いがあるというのは実情でございます。

そうした中で，各先生方とそのあたりの取組をしっかりと共有し，横展開を図るために今，こうした情報紙を発行しているところでございます。現在，委員からも道半ばということを頂いたところですけれども，やはり何と申しましても教員の皆さん一人一人の働き方改革を進めるんだという意識付けが何よりも重要と考えているところでございます。

また，こうした活動への地域の保護者の皆様等の理解等も不可欠と考えており，そうしたところにつきましても，県内はどこも同じような形でしっかりと普及啓発を進めていく必要があると考えておりますので，そのあたりを今後しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

井下委員

令和５年度はアフターコロナになると思っております。そんな中で通常，日常に戻していくということが最優先じゃないかなと思っております。働き方改革に関しては前から言っているとおり，コミュニティ・スクールの活用ですとか保護者の理解がやっぱり一番大事な部分になるんじゃないかなと思いますんで，しっかりやっていただきたいです。最近は国が社会的要望の部分まで学校に押し付けてくるようなところもありますんで，先生のスキル等もありますし，なかなか大変だと思いますが，いろいろとフォローし合いながらやっていただけたらと思います。

もう１点，今日上がっていた徳島県学校教育情報化推進計画なんですけれど，21ページにＩＣＴを活用するための環境の整備がありました。恐らくコロナになって結構急ぎでＧＩＧＡスクールの環境を整えてきた部分があると思います。前に議連で勉強会をしたときもそうだったんですが，各地域で用意したタブレットの種類が違って，先生が違う町に行ったときにすぐ使えないとかいろんな課題が結構出ていたように思います。結構な金額が掛かってくることだと思いますし，時間も掛かることだと思いますんで，この辺は要望です。この計画の中に入れるかどうかは別として，同じ種類のタブレットを用意していただけるんであれば同時に進めていただけたらと思いますので，お願いいたします。

次に，学校における脊柱側わん症の検査についてお伺いしたいと思います。1979年より学校健診にて実施が義務付けられている脊柱側わん症なんですが，自治体ごとに実施体制が統一されていなくて地域格差が発生していると話題になったんですが，この検査について徳島県では今どのように行われているのか教えていただけませんか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま井下委員から，学校における脊柱側わん症の検査について御質問を頂きました。

脊柱側わん症は脊柱がねじれを伴って曲がる病気でございまして，先天的な異常による側わんを先天性側わん，原因不明の側わんを突発性側わんといい，突発性側わんにつきましては成長期の子供，特に10代の女子に多いとされ，進行すると腰や背中の痛み，肺機能の低下をもたらし，重度の場合は手術による治療が必要となることもある疾病でございます。学校における児童生徒の脊柱側わん症の検査につきましては，児童生徒等の健康診断マニュアルに沿って定期健康診断において実施しております。具体的な方法といたしましては，各家庭に保健調査票を配付しまして，家庭における観察結果を記入してもらうとともに，学校の担任や養護教諭等による健康観察により脊柱の状況を確認しまして，健康診断の際に学校医にその情報を提供して視診及び触診によって検査を頂いておるところでございます。

井下委員

徳島県の学校健診における脊柱側わん症の発見率は，全国と比較してどういう状況になっていますでしょうか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま，本県における脊柱側わん症の発見率について御質問を頂きました。

令和３年度の学校保健統計による結果でございますが，現在，脊柱側わん症につきましては項目として脊柱及び胸郭の疾病また異常，それから四肢の状態という一つの項目として公表されております。その項目における本県の中学生女子の平均発見率は約0.7パーセントとなってございまして，全国平均が約1.8パーセント，最も発見率の高い都道府県につきましては約５パーセントとなっておるところでございます。

井下委員

先日，北島県議と一緒に徳島大学の西良先生のところに行ってきました。今，日本小児整形外科学会とか側弯症学会さんが，いろいろ問題があるんじゃないかということで国に要望書を提出しているんですけれど，その資料の中で，本来あるべき罹患率の数字に関しては低ければいいというもんじゃなくて，やっぱり２パーセントから３パーセントぐらいは数字が出ないとおかしいと言われております。それで，先日，徳島大学の先生に話を聞いたんですが，やっぱり検査方法の入り口が親の目視とかが最初のきっかけになるということで，お医者さんでも発見するのが難しいと言われている中で，発見率がとても低いというのは当然そうなるという話をされておりました。それで今，この脊柱側わん症の検査について，国とか県の動きというのはどういうふうになっているでしょうか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま井下委員から，脊柱側わん症の国の動き，県の状況等について御質問を頂きました。

本県の発見率が全国に比べて低い要因についてでございますが，本県の状況がこれに該当するかどうかを分析することは困難だと考えているんですが，脊柱側わん症を専門に研究されております学会，医師等からは，先ほど委員がおっしゃったように，そもそも検査

の入り口である家庭での観察の部分で子供の脊柱の異常を判断することが難しいといったことが言われておりまして，発見率が高い自治体では機器を使った検査も行われていると聞いております。国の動きとしましては，文部科学省が今年度から脊柱側わん症を学校健診で早期に発見し，支援につなげていく環境整備に係る調査研究に予算を確保しまして，機器を使った脊柱側わん症の検査の研究を始めたと聞いております。

井下委員

発見率の高い秋田県では，モアレ検査というのを全部でやっているそうです。これによって高くなったと。それで今回，徳島大学さんが先行してクラウドファンディングでこの検査をやっていこうということで独自でやってくれております。クラウドファンディングの集まりもめちゃくちゃいいということでした。

もう１点は，先ほど国の動きを聞いたんですが，国も予算化して本気に取り組んでいかないといけないというふうになっていると聞いております。自民党の自見先生から今度話もしていただけるらしいんですが，最初に全国で何個かモデル地区を作ってやっていこうという動きがあるそうです。できたら，西良先生の取組とかと一緒に県もこういう取組に乗っかっていただけたらなと思っておりますので，またいろいろと情報交換できたらと思います。

最終的に，県教育委員会として脊柱側わん症の検査なんですけれど，数字が低いということもありますが，今後，どのように進めていくことになっていますか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま県教育委員会として今後，脊柱側わん症の検査をどのように進めていくかという御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましては，引き続き県医師会と連携しまして，学校に対する脊柱側わん症の検査の研修を含めて児童生徒の健康診断マニュアルに沿った適切な検査を進めるとともに，先ほどありましたような国の動きについても注視してまいりたいと考えております。

井下委員

是非前向きに進めていってください。実施主体は市町村になるかもしれないんですが，検査の機器を入れるとなると県で共有して使っていくのがいいのかなと思いますし，この辺は県教委のほうで音頭を取っていただけたらと思います。今，国の方向性が前向きではあるんですが，私たちもしっかりと予算措置もしていただけるように要望していかないといけないなと思っておりますんで，この辺も一緒にやっていただけたらと思います。

次に，徳島県発達障がい者総合支援プランというのがあるんですが，この中で早期発見と早期支援が主に書かれているんです。この早期発見，早期支援はほとんど学校とか保育園とか幼稚園になってくるかと思うんですが，先日の委員会でも話したんですけれど，ノウハウがないと早期発見とか早期支援というのは難しいと思うんです。先ほど働き方改革の話もさせてもらったんですけれど，これも学校の負担になってくることかもしれないんですが，保健福祉部とやり取りしていく中で，学校現場といいますか県教委のほうではど

のように捉えて，どのように対応するようにしていますか。

田中特別支援教育課長

ただいま井下委員から，早期発見，早期支援に対する県教委としての対応についての御質問を頂きました。

県教育委員会では，発達障がい者総合支援プラン（第３期）におきまして，就学期における支援の充実として，ポジティブな行動支援を大きな柱として位置付けております。先ほど早期発見，早期対応の話もあったんですけれども，このポジティブな行動支援につきましては，発達障がいのある児童生徒また支援，配慮が必要な児童生徒を含めた全ての児童生徒に対して望ましい行動を効果的に教え，その行動ができた際には称賛，承認することにより，児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶという教育法でございます。

このポジティブな行動支援なんですけれども，学校現場からは発達障がいのある児童生徒にとってもルールが明確で，取り組んだ成果を校内に掲示するなど視覚的にフィードバックされるために成功体験を積み重ねることができる，それから学級や学校が落ち着いたとの声が聞かれております。それで，こういった取組により，落ち着いて過ごせる児童生徒が増えまして，学級全体が落ち着くと教員にゆとりが生まれまして，支援や配慮が必要な児童生徒との関わりを先生方が熱意を持って，こういう子供に育てたいという熱い気持ちで取り組める実践であると考えております。

ただ，井下委員から御質問のありました，そういった取組をしましても学校内では解決できない，本当に支援の必要な児童生徒等がこの取組で明らかになってまいりますので，そういった場合には特別支援学校のセンター的機能を活用しまして，特別支援学校の専門性の高い特別支援教育巡回相談員が各校に出向いて対象児童生徒の授業を観察し，助言を行って支援を行うということで，先生方だけの負担にならないように，外部専門家も使ってそういったお子さんに対しての支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

プランそのものは明日の保健福祉部で話をしようと思っているんですけれど，発達障がいはいわゆるグレーゾーンというところで，ものすごく振り幅が広いんです。ある人が見たら普通なんだけれど，ある人が見たらちょっとなというところが学校現場でなかなか判断が難しいところも正直あると思います。当然言われた側の親の受け止め方もある程度知識があれば，うちの子は様子を見よってくださいという親もおれば，悩んでしまう親もおるんかなと思ったりするんです。この辺は話し方一つを取ってもスキルなのかなと思います。

このプランの中には支援機能の強化を図りましたとか，いろいろと先生向けの研修会を開きましたと書いてあるんですけれど，余りにもスムーズな内容になりすぎていて，子供たちをカテゴライズしていくことの危険性を僕が感じた部分があります。学校現場でそれぞれの先生の判断だと思いますし，プランの中に文字として書くのはすごく難しいと思うんです。なので，日々の，先生と子供の信頼関係とか先生の子供と向き合う熱量が最終的に一番大事なものになってくるんじゃないかと思います。言うのは難しいんですけれど，その辺をしっかり大事にしていただきたいなと思いますし，本当に学校現場は今，先ほど

も言いましたけれど，いろいろと押し付けられているかのところがあるんじゃないかと僕は思っております。当然，親がやらないこともやらないといけなくなっているので，先生側の失敗があったときにはすぐに出てしまうんで，しっかり守っていくためにもこういうスキルアップとかの時間を取っていただいたり，向き不向きも当然あると思いますんで，その辺も県教委とか市教委を通じて，全体的にしっかりと先生の働く環境整備の中でやっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。11月29日に文部科学省から学校現場，都道府県教委とかに新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についてというのが送られております。その中で，ワクチン接種について書かれてあるんですけれど，オミクロン株対応ワクチンについては接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するように，接種促進に向けた呼び掛けを行っていくと書いてあるんです。もう一方では，児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう衛生関係とか教育委員会等が連携して児童生徒や保護者への周知，広報を実施していくというふうに書いてあります。

これを最初に読んだときに気になったのは，接種を完了していくという部分とか推進していくということがここには書かれてあるんです。希望する全ての対象者と書かれてあるんですけれど，ワクチン接種だけを進めていくような形に捉えられても嫌だなと思ったのと，もう一つは本当に判断できるようなものにするんであれば，リスクの部分もしっかりと明確にしていかないといけないかなと思っております。先日，ワクチン被害者遺族の会みたいなのも立ち上がりましたし，厚生労働省のホームページには１万7,000件もの副反応の状況が出たりしているんですけれど，この文書が県教委に来たことによって何か変わったりしますか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま井下委員から，児童生徒のワクチン接種について御質問がございました。

児童生徒のワクチン接種につきましては，接種による予防効果と副反応のリスク等について理解した上で本人や保護者の意思により行われるものであると認識しております。県教育委員会ではこれまでも厚生労働省作成の啓発用リーフレット等を活用して，保護者や児童生徒が正しい情報に基づいた判断ができるよう，各県立学校及び市町村教育委員会に対し適切な情報提供を呼び掛けているところでございます。引き続き，こうした正しい情報を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

井下委員

是非やっていってください。世の中を見ていてもリスクの部分が余り目に触れないような気がしております。僕自身も委員会でしゃべりながら，なかなか言いづらい部分も多々あるのが事実です。データも出てきていないですし，副反応のちゃんとした総括ができていないような気がします。両方のこういう意見もあるよというのをしっかり提示してもらって，子供へのワクチン接種は僕自身は本当に慎重にやるべきだと思っておりますので，お願いいたします。

それともう１点，これも要望です。前回の委員会でも言ったんですけれど，学校現場でのマスクの着用なんですが，前回僕がお話ししてから特にそんな変わった状況はないよう

に思います。第８波のこともあって更に厳しくなっているような状況もあります。ワールドカップを見ていても誰もマスクをしていないんです。着用の仕方を子供たちにしっかり周知した上で自由に選ばせてあげられる環境を作っていかないといけないんじゃないかなと思っております。マスクを着けながら言うのもあれなんですけれど，一概に着けるなとも言いませんし，希望する人は着けてもらったらいいと思うんですが，口呼吸は元々百害あって一利なしと言われていたそうですので，マスクによって口呼吸になる子供へのリスクという観点からも捉えていただけたらと思います。これは要望して終わります。

大塚委員
　まず脊柱側わん症の検査，対策についてなんですけれど，私も学校医を長年やっていまして，脊柱側わん症の早期発見というのは非常に大事という観点から，学校の先生方とも協議の上，健診の中に脊柱側わん症を診る時間を作っていただきまして，健診のときには薄いシャツまでは着ていいんですけれど，それぐらいのところにしていただいて，実際やり方として，立ってまっすぐうつむいていただくんです。それで，私が指で背中をたどっていって，実際に脊柱がまっすぐになっているかどうかは結構発見しやすいんです。
　ちょっとおかしい人は専門のところに行っていただいて早期発見につながったんですけれど，今やっている学校健診の方法の中できちんとすることによって早期発見ができるということがあると思います。私は中学校の校医だったんですけれども，小中学校はもちろん市町村立なんですが，やはり県としても学校健診について学校の先生方に御協力いただいて，機器をそろえる方法もあると思うんですけれども，もう少し掘り下げてやっていきますと，現状できちんと早期発見をすることができますので，そういう部分をやっていただけたらと思うんですが，それについての考えをお聞きしたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹
　ただいま大塚委員から，学校における脊柱側わん症検査について御質問を頂きました。
　委員御指摘のように，引き続き徳島県医師会と連携を図りまして，学校医に対する脊柱側わん症をはじめとする学校健診の進め方等についてしっかりと働き掛けを行いまして，適切に児童生徒の健康診断を行えるように努めてまいりたいと考えております。

大塚委員
　そこは今まで徹底がなかなかできていなかったと，市町村によっていろいろ温度差があったわけです。県としてそういう温度差がないように，学校医の先生方もその重要性というのは分かっていただいておると思うんです。私が学校医を引き受けたときには，いわゆる聴打診，心音とか目とかを診るというのが一つのセオリーになっていて，脊柱について診るということが余りなされていなかったんです。だから，そういうところをきちんとした形で，県として市町村のほうに指導していただいて，少し時間は掛かると思いますが，最近は子供さんの数も減っていますし，十分に学校健診を充実してきめ細かくやっていただくことで防げると思いますので，是非取り組んでいただきたいと思います。
　次に，教員の働き方改革についてなんですけれども，教員の方は時間きっちり５時になったら終わるということが現状としてなされていないんです。それには自分自身の教科

のことでいろんな準備とかに掛かる時間もあって，延長して学校におられることもあると思うんです。もちろん部活のこともあると思います。ただ，基本的に，やはり健全な教師の方々の働き方改革をやるためには，まずきちんと定刻に終わるということを必ず一つの基本としておくと。その上で，どうしてもそれを延長せざるを得ない場合については，理由とかを付けてだらだらとするんでなく，学校としても基本は５時なら５時にきちんと終わるという習慣付けを是非やっていただく必要があると思うんです。そうすることによって，ある決められた時間内で効率よくいろいろやるということができるようになってくると思いますので，そこの指導がまずは大事になると思います。それについてのお考えをお願いします。

小原教育政策課長

　ただいま大塚委員より，働き方改革に係る意識付けについての御質問を頂戴いたしたところでございます。

　今，委員の御質問にありましたように，やはり働き方改革と申しますのは，個人個人の意識付けが不可欠なものと認識いたしております。先ほども御答弁させていただいたところでございますけれども，そのため今，様々な形で各個別の教員に対する普及啓発の取組を実施しているところでございます。特にやはりタイムマネジメントについては最も重要なことと認識しておりまして，出退勤管理システムへの毎日の正確な入力によって自分の勤務状況を見える化し，それを元に業務の在り方を見直していくということについても，常に学校に対して管理職を通じて各教職員の皆様に呼び掛けているところでございます。

　先ほど井下委員の答弁の中でも申し上げましたけれども，各学校での優良取組事例，こうするようにしたら業務が簡略化できるとか早く帰ることができる，例えば週のうち１日だけ早く帰る日を明示して，自分がそれを達成できるような取組を教員全員でそれぞれが助け合いながらバックアップするというふうな事例とかそうしたものを横展開し，広めていき，タイムマネジメントの意識の定着を図っておるところでございます。

大塚委員

　今，本当にすばらしいお答えを頂いたんですけれど，これを是非徹底させてほしいんです。まずこれから始まるんです。タイムマネジメントの徹底をまず基本にして，それをきっちりやり上げていく，これが大事なんです。その上で，時間内にするためには効率よくやるということと，ここの働き方の推進のところに書いていますけれども，外部人材の積極的活用も非常に大事だと思うんです。

　一人の先生には一つの能力がありまして，その先生方だけでいろんなことをやり上げるというのは非常に難しいところがあります。外部人材という県の考え方は非常に大事なところだと思うんです。地域にはいろんな分野で活躍された人材がたくさんシニアになられておいでます。そういう方々に，是非外部人材として子供たちに教えていただいたりとか，活用できるような方法論を十分に考えていただいて，地域の人たちみんなと一緒に子供たちを教育していくことが非常に大事ですし，また教員の負担も非常に軽減されると思うんです。そこのところもきちんとやっていくことが非常に大事だと思います。

　その中で，その次に書いている休日の部活動の円滑な地域移行の推進もすばらしいと思

うんです。と言いますのは，私の理想なんですけれども，日曜日に子供たちが自然体験をする。これは健全な心身の育成にもつながると思うんですが，休日に野原に出て体を動かすような計画を立ててやっていくと，それには外部人材が入ってきていいと思うんです。そういうことで，子供たちが自然と接し，体を動かし体力を付けると，これは本当に一挙両得です。そういうことをきちんと積極的にやることが非常に大事です。それを十分に進めていっていただきたい。それが大事になってくると思います。これについてお考えをちょっとお聞かせ願えたらと思うんですが。

吉岡体育健康安全課長

ただいま大塚委員から，休日の部活動の地域移行についての県の考え方について御質問いただきました。

この部活動の休日の地域移行につきまして，スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会の提言の中で，目指す姿といたしまして，少子化の中でも将来にわたって子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することが，学校の働き方改革を推進して学校教育の質も向上すると第１番目に記されております。

スポーツ庁といたしましても令和５年度からの３年間を地域移行の集中改革期間として取り組むとされておりまして，概算要求で各種の補助事業を支援するとしております。徳島県教育委員会といたしましては，これらの国費補助をしっかり活用しながら各市町村におきまして部活動の地域移行が円滑に進んでまいりますように，各競技団体等と連携しながら，しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

これは本当に非常に大事な点です。最近，コロナ感染症に対する子供たちの対策として，私もずっと言ってきたんですけれども，手洗い，マスクも大事ですけれども，それとともに非常に大事なのがやはり体力なんです。体力を付けるにはやっぱり運動し，野原で動いたりすることが免疫力を付けるし，ウイルス感染を起こしても回復とかが非常に早いわけです。そういうところも含めて，ウイルス感染症対策としても子供の体力向上というのは非常に大事なところなんです。そういう面で是非進めていっていただきたいと思います。

ウイルス感染症について，先ほど井下委員からマスクの着用についてお話がありました。はっきり言って子供さんたちはきちんとしたマスクの着け方はできないんですね。例えば食事のとき，マスクを外しますよね。ものを言わずに食べなさいと言いますけれど，はっきり言って不可能です。自然でないんです。そういう日常の活動の中でマスクをしていても子供たちはきちんと着けているわけでもないし，もう１点言えば，ウイルスを遮断するのには１枚のマスクでは全然不完全です。そういう中で，外国ではマスク着用をほとんどしていません。その一つの意味合いというのは，本当の意味できちんとかなり厳しくやったら効果はあると。しかし，日常生活の中で子供さんが動いている行動の中でのマスク着用というのははっきり言って不完全です。それをする意味がいかがなものかなというところはあります。

そういうところがあって，マスク着用自身が悪いとは言いませんけれども，ただ実際に

それが本当に効いているかどうかについては大きな疑問があります。これは私の意見だし，多くの方がそういう考え方を持たれていると思うんですけれども，県として，マスクについて現在のお考えがもしあったら，お話をお願いしたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま大塚委員から，学校における子供たちのマスクの着用について御質問を頂きました。

先月25日に国の基本的対処方針が変更されまして，文部科学省からも事務連絡が出されております。その中では，児童生徒の心情等に適切な配慮を行った上で各学校においてマスクを外す場面を設定するであったり，マスクの着用が不要な場面においては積極的に外すよう促すといったことが示され，活動場所や場面に応じためりはりのある着用が求められたところでございます。県教育委員会におきましても，こうした方針を各市町村，県立学校等に伝えて事務連絡の趣旨に沿った取組を要請しておるところでございますが，子供たちのマスク着用については県下全体の取組の中で保健福祉部と連携を図ってまいる必要もあると考えておりますので，今後引き続き対応してまいりたいと考えております。

大塚委員

実際に外でたくさん動くときとか，そういう面でむしろ効用よりも悪いですよね。だから，マスク着用が本当に必要な部分があるとすればそのときだけするとか，とにかくその使い方について学校現場での指導もある程度徹底していただきたいと，それは一つの要望として言っておきます。

それから次に，子供のワクチン接種についてのことも井下委員がおっしゃったんですけれども，私の個人的な考え方では，12歳以下というのは自分の孫だったら打たせません。

なぜかと言いますと，現在のワクチンは感染力を抑えることにはほとんど効用がないんです。やはり重症化予防なんです。子供さんが実際にかかられて，ワクチンを接種している人としていない人でどれだけ重症化予防効果があるか，私と同じような考え方のドクターもたくさんおいでますけれども，私は疑問視しているんです。

そういう中で，小さな子供へのワクチン使用については非常によく考えていただいて，お父さん，お母さん方についても実際の現状のことを十分に伝えた上で御家庭の中で判断していただくということになると思うんですけれども，こういったワクチンによる副反応というのは，これから先に多分いろんな結果が出てくると思います。

そういう中で，ワクチンが作られた中で一番の効用はお年寄りの方で，基礎疾患を持たれている方の重症化予防には効いたと思います。でもそれが小さな子供さんにとって有効性がどうだったのか，本当に必要だったのかということについては，恐らく今後の問題として残ると思うんです。やはり子供さんのワクチン接種については十分に考えた上でしていただけたらと思います。

最後になります。先般，一般質問の中で道徳教育について，お聞きさせていただいたんですけれども，私らの時代がよかったというんではないんですが，やはり親に対する感謝の念，尊敬の念が非常に強かったんです。私らの時代は多くの場合，中学校までで就職して，ほとんど仕事に入ったわけですけれども，それでも親に対して生んでいただいて，こ

こまで育ててくれてという感じで非常に感謝の念を，しかも就職してから少ない給料の中から親に仕送りをしていたんです。だから，親子関係は非常にスムーズで，親も非常に子供を産むことに積極的であり，うれしいことであり，すばらしいことであるというのを感じておったわけです。少子化の大きな原因の一つにそれは必ずあると思うんです。だから，道徳教育の時間の中で，子供さんたちに親御さんとか家族とかに対する感謝を。親はやはり子供がかわいいから育て上げるんですけれども，ただそれを当たり前だというふうな考え方で見るんでなくて，それに対する感謝の念というのは非常に大事な点ですので，やはり道徳教育の中でそういう部分を入れていただきたいということです。それについてお考えをもう一度お伺いしたいんです。

今田学校教育課長

ただいま大塚委員より，学校における道徳教育の中で，親や家族への感謝の念をより一層育んでいく必要があるのではないかという趣旨で御質問を頂きました。

道徳教育は社会生活の中でお互いに尊重しあって，協働して生きていく上で重要な役割を担ってございまして，道徳教育を通じて御指摘のように家族への感謝であるとか尊敬の念を深めていくということは人格形成の基盤であるとともに，また人との関わりを持つということの第一歩であると認識しております。

本県におきましては全ての小中高，特別支援学校に道徳教育推進教師を配置するなど，道徳教育の充実に取り組んできたところでございまして，特に家族との関係性については，例えば小中学校の段階では保護者さんから子育てについて話を聞いて，現在の自分があることへの感謝の気持ちを持ったりとか家族への敬愛の念を深めたりですとか，あるいは高校の段階ですと，より家族とか家庭の持つ機能を理解するところから入りまして，身近な家族や地域との関わりを考えるといった活動が行われておるところでございます。

今年度の道徳教育の取組として，全ての道徳教育推進教師を対象とした道徳教育研修会を実施しておりますが，今年度はその中で思いやりや感謝を重要なテーマの一つに位置付けまして，親子の結び付きや家族の絆（きずな）がこれまで以上に深まるように取組を進めておるところでございます。県教育委員会といたしましては，引き続き学校教育の各段階におきまして，家族など身の回りの人々への感謝と尊敬の気持ちを育む道徳教育の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。是非，今言われたことを強力に進めていただきたいということをお願いいたしまして，質問を終わります。

吉田委員

大塚委員の御質問に関連して，要望を先に１点言わせていただきます。子供たちに対するコロナのいろんな影響についてなんですけれども，コロナによる子供たちの精神的な影響がすごく出ていて，自殺者も増えているということは前から言われていましたけれど，それについて番組をしていました。

文部科学省からの対処方針が出たということで，マスクの緩和であるとか給食のときの

黙食の緩和とかが出てきたのでよかったと思っているんですけれども，大人たちが思っている以上に子供たちのコロナに対する恐怖は根強くて，家に帰ってもマスクを取らない子がいたり，どうしてと聞いてもしておくほうがいいからと言う子供さんも実際に見たりしています。最初はコロナは確かに怖かったんですけれども，オミクロン株に移行してからは様々な基礎疾患を持っていらっしゃる子供さんは別として，コロナで子供たちの命は奪われない，子供たちはコロナで死なないよということを学校教育の中で一番に言ってほしいなとずっと思っていたんです。コロナによる心の傷を多少なりとも受けていない子供さんはいらっしゃらないと思うんで，今後，それからの回復に向けて教育委員会も頑張っていただきたいということをまず要望したいと思います。

先ほどありました部活動の地域移行についてお尋ねいたします。少子化が進行している中，子供たちにスポーツとか文化活動を通じた様々な豊かな経験をこれからも続けていってもらうためにも部活動の地域移行は必須かなと思うんですけれども，井下委員や大塚委員のおっしゃったような教員の働き方改革という意味でも大変必要な改革かなと思っています。前の委員会でも質問したんですけれども，県でも協議会が設置されて７月の終わりに議論が始まったばかりなんですけれども，まず基本的なこととして，部活動をされている教員の方に部活動の手当が付いているのかどうか，休日に引率した場合などの交通費とかも支給されているのかということをお聞きしたいと思います。

眞相教職員課長

今，委員より部活動を指導なさっている方の手当についての御質問があったと思います。

本件につきまして，部活動をなさっている方につきましては指導手当を４時間であれば3,600円と設定しておりまして，当然出張となりますので，旅費等については支給する形で対応しております。

吉田委員

平日の手当も４時間で3,600円とおっしゃったんですけれど……

（「休日の手当でございます」と言う者あり）

平日についてはいかがでしょうか。

眞相教職員課長

今委員より，平日の手当についての御質問がございました。

平日の手当につきましては支給していないような現状でございます。ただし，校務外の出張等に参ったときは当然，学校のほうで出張旅費が出るような対応をしております。

吉田委員

今のは県立学校の場合ということでよろしいでしょうか。

眞相教職員課長

こちらにつきましては全ての学校を対象とし，出るようにしております。

吉田委員
　分かりました。実は教職員に対するアンケート調査がありまして，その200以上の書き込みに全て目を通したんですけれども，その中には休日に手当が出ないことであるとか交通費も支給されないというような苦情の意見もあったんです。基本的には出ているということなので，そのあたりどうなのかということを徹底していただいて，きちんと手当が出るという環境を徹底するということをお願いしたいんですけれど，調べていただけますでしょうか。

眞椙教職員課長
　手当等また旅費等につきましては，状況をチェックさせていただきまして，適切な勤務がありましたら支給するようなことで対応していきたいと考えております。

吉田委員
　もちろん先生がすごい熱心で，手当は度外視でされている方も多数いらっしゃると思うんですけれども，御自分の専門外の部活動を任されて相当なストレスになっていらっしゃる先生の中に，そういう手当も自分の持ち出しというのが加わって，更に精神的にきついなという方がいらっしゃるように聞いておりますので，調べていただきたいと思います。
　続きまして，部活動のガイドラインを確認したいんですけれども，法律に基づいて部活動ガイドラインを県でもそれぞれの市町村でも作成していると思うんですけれども，これについて休日とか平日の部活動の休みとか練習時間についてどうなっているかお聞きしたいと思います。

吉岡体育健康安全課長
　ただいま吉田委員から，本県の部活動のガイドラインの内容についての御質問を頂きました。
　部活動のガイドラインにつきましては，スポーツ庁から生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち，地域や学校の実態に応じて運動部活動が多様な形で最適に実施されるように，運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されまして，本県におきましても，これを受けて運動部活動の在り方に関する方針を策定して，平成30年４月27日付けで各市町村教育委員会及び県立学校に通知しているところでございます。
　この内容でございますが，適切な休養日等の設定といたしましては，休養日は週当たり２日以上といたしまして，土日の休日はそのどちらかを休みにすることとしております。その中で，例えば土日に続けて大会出場等がある場合には，その翌週に土日の両方を休みにするなどの措置を講ずるようにというところで運用されております。また，活動時間につきましては平日２時間程度，休日３時間程度としているところでございます。

吉田委員
　活動時間も休日が３時間程度，平日が２時間程度ということで，週に２日以上の休みと

いうことがガイドラインにしっかり示されているようなんですけれども，これは非常に大事なことだと思うんです。昔，私がやっていた時代はスポーツ根性論だったんですけれども，今はスポーツ医学的に科学的に休息をしたほうが体にもいいし技術の向上にも資するということが証明されているので，その点でもそっちのほうがいいと思うし，教員の負担にも休日がしっかりあるということはいいことだと思うので，こちらもガイドラインが徹底されているということをしっかり確認しながら進めていっていただきたいと思います。

先日，休日部活動の地域移行についてのセミナーに参加しました。そのときに，先ほど申しましたアンケートとかも見せていただいたんですけれども，先生方，保護者とも特に先生方の中では，休日の部活動の地域移行について賛成，おおむね賛成の方がほとんどを占めているということで歓迎の声が大多数なんですけれども，心配の声もいろいろあります。これについては前の委員会で言ったように，指導者の確保であるとか責任の所在はどうなるのかとか手当がちゃんと付くんだろうかというのがあるんですけれども，その中で，地域移行というのが聞こえてきたけれども，現場の声をちゃんと聞いてから進めてほしいという声が一定程度の数ありました。これについて県教委として現場の声をどういうふうに聞いて対応するのかということがありましたら，お答えをお願いします。

吉岡体育健康安全課長

ただいま吉田委員から，運動部活動の地域移行につきまして，学校現場の先生方の声をどのようにして拾っていくのかという御質問を頂きました。

県教育委員会では，本年８月に徳島県運動部活動の地域移行推進協議会を立ち上げております。その第２回会議を10月24日にオンラインで開催いたしました。その際に，各町村教育委員会につきましては，各中学校の生徒の地域移行後の活動をどういうふうにしたいのかという希望を聞いていただいたり，また教員へは引き続き休日も指導を希望するか等について調査する必要があるというようなことの説明をしてございます。引き続き，各市町村教育委員会に現在の市町村の取組状況や，その市町村の状態，今の考え方について，各中学校を通じまして，教師や生徒，保護者に対して説明や情報共有の機会を設けるとともに，現場の先生方や生徒，保護者の意見や声をしっかり聞いていくように，これからも発信してまいりたいと思います。

吉田委員

第２回の協議会が10月に開かれたようですけれども，その中でも希望を聞くことになったということと，今後もしっかり拾っていきたいということでお願いしたいんです。今，御答弁がありました中に，教員の方で休日も指導を希望するかお聞きするということだったんですけれども，今まで希望の有無にかかわらず部活動の顧問をされていた方も一定数いらっしゃると思うんです。そういう方はもう休日の部活動には関わらなくてもよいようになるものなんでしょうか。決まっていますか。

吉岡体育健康安全課長

休日の部活動の地域移行に関しましては，その指導者として指導を望む教員に関しては引き続き指導ができると。しかしながら，指導を望まない教員を指導に当たらないように

することが大切だと考えております。

吉田委員

大事なことだと思いますので，よろしくお願いします。今おっしゃった部活動を休日にも指導することを希望される方も，多分アンケートでは20パーセント前後いらっしゃって，非常に熱意を持って子供たちのために頑張ってくださっている先生に感謝したいんですけれども，公務員の兼業兼職というのが心配になるんですが，この課題についてどういうふうに対応されているのか，モデル校の例もあると思いますので，その辺を教えてください。

吉岡体育健康安全課長

ただいま吉田委員から，休日の部活動指導を希望する教員の兼職兼業の扱いはどうなるのかというふうな御質問を頂きました。

令和３年度から，県立中学校３校と徳島市におきまして実践研究を行っております。その中で，県立学校におきまして休日も引き続き指導を希望する教員に関しましては，県教育委員会から兼職兼業許可を出して指導していただいているところでございます。スポーツ庁は，地域クラブ活動の中で指導を引き続き希望する教員等が円滑に兼職兼業の許可が得られるように，規定の運用や改善を行い，今後発出する予定の新しい総合的なガイドラインの中で方針を示すとしておりまして，新しい総合的なガイドラインの発出を待って，その内容につきまして各市町村教育委員会へ周知徹底を行っていきたいと考えております。

吉田委員

現在，モデル校においては県教委の許可制でやられているということで，今後は新しいガイドラインの中で細かいことがいろいろ変わってくるかもしれないけれども，積極的に許可してずっと指導ができるようにしていくとお聞きしました。まだまだいろんな課題があると思うんですけれども，子供のためにも先生のためにもスムーズに理想的な地域移行ができますように，よろしくお願いしたいと思います。

もう一つ質問があります。エシカル教育の推進についてお伺いいたします。学校給食における地場産物と国産食材の使用状況を調査していると聞いておりますが，この調査方法，いつどのような方法で調べているのかということと直近のデータがありましたらお示しいただきたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま吉田委員から，学校給食における地場産物の活用状況の調査について御質問を頂きました。

調査につきましては毎年文部科学省において行われておりまして，６月及び11月の２回の調査となっております。それぞれの月の第３週における１週間分の給食，通常５食分につきまして，それぞれ献立に使われている食材を地場産，国産，輸入等に分けて数字を報告することになっておりまして，直近でありますと令和３年度の文部科学省学校給食にお

ける地場産物，国産食材の使用状況調査におきましては，本県の数値として地場産物の活用状況が63.6パーセント，国産食材の活用状況が88.6パーセントとなってございます。

吉田委員
　毎年２回調査をしているということで，徳島県は地場産が63.6パーセント，国産が88.6パーセントとお聞きしました。令和４年度の調査はまだ結果が出ていないということなんですけれども，国産率とか地場産率に対する県の目標値がありましたら教えてください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹
　ただいま吉田委員から，給食における地場産物活用の目標値があるかというような御質問がございました。
　本県におきましては，県食育推進計画（第４次）におきまして令和７年度までに地場産物を活用する割合を65パーセント，また，国産食材を活用する割合を85パーセントという目標値を設定しているところでございます。

吉田委員
　令和７年度までの目標値を令和３年度の調査で既に達成している状況とお見受けします。目標値達成はいいことだと思うんですけれども，市町村別のデータもあると思います。最高のところと最低のところのデータを，もし公表できれば教えていただきたいと思います。その上で，まだ地場産，国産の少ない市町村には事情がいろいろあると思いますけれども，できるだけ目標に向かって上げていくためにどのように取り組まれるかということをお聞かせ願えたらと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹
　ただいま吉田委員から，市町村の活用状況の数値等があるかというような御質問がございました。
　昨年６月調査において県内市町村で地場産物を最も活用いただいているところの割合が81.5パーセント，11月調査におきましては77.9パーセント活用していただいている市町村がございます。県としましては，引き続き学校給食は各市町村でお取り組みいただくことになりますので，こういった地場産物の活用事例，好事例等の横展開を図りまして，地場産物及び国産食材の学校給食における積極的な活用を働き掛けてまいりたいと考えております。

吉田委員
　今，最高のところのデータを示していただきましたけれども，横展開を積極的に働き掛けるということについてもう少し詳しく，どのような機会を持ってどのように働き掛けるのか教えてください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹
　ただいま吉田委員から，地場産物活用の好事例等をどのように横展開を図ってまいるか

というような御質問がございました。
　県教育委員会におきましては，学校栄養教諭及び栄養職員等に毎年研修会等を開催しております。その中で毎年度，給食における地場産物，国産食材の活用についてはテーマとして研修を行っておりまして，こうした中で活用事例等について周知する，紹介するというようなことで，県下全体で地場産物，国産食材の活用が広がっていくように引き続き働き掛けてまいりたいと考えております。

吉田委員
　全体の地産地消率が上がるようにお願いしたいと思います。
　関連して，農林水産省の事業の連携の中で，みどりの食料システム戦略として，学校給食に全国的に予算が付いているんですけれども，その中で小松島市の給食について今，取組が行われているとお聞きしました。その例を示せる範囲で教えていただきたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹
　ただいま吉田委員から，農林水産省のみどりの食料システム戦略における小松島市の取組について御質問がございました。
　直接的には県教育委員会における取組ではございませんので，聞いている話ということでございます。小松島市において国の交付金を活用して有機農業の栽培技術の普及であったり，地域の有機農産物の販売促進といった有機農業を実践しやすい地域づくりが進められておりまして，その中で食育また生産した有機米のＰＲを目的として市内全ての小中学校13校の給食に有機米を提供する取組が行われていると聞いているところでございます。

吉田委員
　直接，県教育委員会，文部科学省からの事業ではないんですけれども，今，世界状況から見て食料安全保障がすごく言われているときに，できるだけ国産で地場産でという割合を高めていくことが非常に大事になってくるところで，この質問をさせていただきました。引き続きエシカル給食の推進についてよろしくお願いしたいと思います。

岩佐委員長
　午食のため休憩いたします。（11時53分）

岩佐委員長
　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）
　それでは，質疑をどうぞ。

山田委員
　私からも数点質問していきたいと思います。先ほど働き方改革の議論もありましたけれども，私自身は構造上問題があるという思いを持っております。そこでまず，学校現場の人手不足の解消，私は県単教員の採用をと常々言うてきたんですけれども，その関係で昨

年度の徳島県の小中学校での増学級率，国の標準学級数に対して実際の学級数の割合は，全国47都道府県と20政令指定都市の67自治体の中で，徳島県は全国でどれぐらいの位置を占めているんですか。お答えください。

眞梠教職員課長
　委員からクラスの増加率という御指摘でございますが，私の手元に資料がございません。かなり高い増加率であったと認識しております。

山田委員
　眞梠課長から答弁がなかったんだけれども，これも既にいろんなところで出ています。67の自治体の中で徳島県は16位なんです。つまり35人学級を中学校まで進めたということがここにも端的に示されていると。眞梠課長，この点はこれでいいですね。大体この傾向でということで，その確認だけしてください。

眞梠教職員課長
　委員の御指摘のとおりだと思っております。

山田委員
　学級数は全国の都道府県や政令指定都市を合わせても比較的高いんです。しかし，同じく昨年度の小中学校の教員定数充足率，国の教員定数に対して実際の教員数の割合はどういう状況ですか。

眞梠教職員課長
　ただいま委員より，教員の充足率の御指摘がございました。
　国が標準と認めた令和３年度の教員定数に対する，実際に配置いたしました正規教員と臨時的任用職員等の教員の充足率につきましては99.4パーセントでございまして，47都道府県と20政令指定都市を加えた67自治体の中では長崎県，岐阜県，そして熊本県と本県が同じ位置で，３番目に低かった状況にあるということでございます。

山田委員
　今言ったように99.4パーセントです。これも出ています。全国の67自治体の中で，教師の充足率は，今，県の名前を言いましたけれども，徳島県は67分の64番なんです。非常に低いんです。35人学級はほんまに前進だと思いますし，非常に重要な取組だと思うんですけれども，それに比して学校の先生の配置がこれだけかけ離れておったら，やはり教育現場に大きなひずみが，さっき働き方改革という話も出たけれど，それ以前にこういうふうな構造があるんです。学級数は増えておるけれども学校の先生は増えていないという状況を，県はどういうふうに認識しておるんですか。

眞梠教職員課長
　今，山田委員より，クラスが増えた一方で教員定数の関係の御指摘を頂きました。

その認識についてでございますが，充足率が低かったということは十分認識しておりまして，課題意識は持っております。この調査結果につきましては令和３年度のものでございまして，令和４年度はそういった課題を認識しながら我々も教員の配置に努めたところでございまして，状況は改善していると考えております。令和３年度は確かに99.4パーセント台で下のほうから３番目でございましたが，課題意識を持って配置等に取り組んだ結果，我々は状況は改善しておると認識しております。ただ，公表の時期がございまして，今それは申し上げられないんですが，配置等で改善しているところでございます。

山田委員
若干の改善はしたという話です。一方，聞きたいんですけれども，増学級率及び教員の定数充足率で，全国の67自治体の中でトップはどこなんですか。

眞榾教職員課長
今，教員や学級数等のトップということでおっしゃられたと思いますが，鳥取県ではなかったかと承知しております。

山田委員
そのとおりなんです。鳥取県，現知事会長県です。鳥取県は徳島よりも人口規模が少ないです。財政規模も小さい。その鳥取県は小中学校の全学年で35人学級をやっているんです。徳島とこの面では一緒です。しかし，県費単独の教員を小中学校で今年度200人採用していると聞いております。鳥取県内の全公立小中学校は170校あるんですけれども，これよりも多いんです。眞榾課長は当然，この状況を御認識されていると思うんですけれども，間違いないですか。

眞榾教職員課長
今，委員より鳥取県の状況という御指摘でございました。
我々もその認識はしております。

山田委員
つまり鳥取県は学級数が増えた，学校の先生も県単で200人増えたということで，全国どちらも１位の状況になっていると，行き届いた教育をしているということです。素朴な質問なんですけれども，なぜ鳥取県のような取組を本県でせんのんでと。そのひずみは学校現場に行くわけですから，教育長が私の本会議での一般質問に答えて教科担任等々というふうな答弁をしましたけれども，現場を知っておるんかという怒りの声も届きました。眞榾課長がそのことを言いましたけれども，やはりこういう方向で県単教員などを増やすということも視野に入れながら取り組んでいかんと，35人学級をしっかり維持して子供たちに行き届いた教育をしていく上で，やはり必要なことだと私は率直に思うんですけれども，何があい路になったんですか。

眞榾教職員課長

今，委員から県単教員の配置について，あい路等の御質問がございました。
本県といたしましては，まずは定数改善を図ると，そのために本県では国に対しまして徳島発の政策提言や全国都道府県教育長協議会の特別要望において，教育の質を図るためにも定数の改善について積極的な働き掛けをしておりまして，一定の成果を得ていると認識しております。
今，委員から県単教員の配置というお話もございましたが，県教育委員会といたしましては，これまでの取組によりまして教員の定数の一定の改善を図ったところと考えておりまして，今後もまずは定数を改善することで対応していきたいと考えております。

山田委員
定数改善そのものは必要だと思うんですけれども，私自身はやっぱり県単教員ですね。鳥取県のような取組をしてほしい。鳥取県は更に，2025年度までに小学校全学年で30人学級にすると，これは文部科学大臣も大いに評価していると言われておるんですけれども，徳島県でも35人学級から更に進めて，鳥取のように小学校の全学年で30人学級化を目指すという方向は，県としてはお持ちなんですか。

眞相教職員課長
今，山田委員より30人学級の導入についての御指摘がありました。
本県といたしましては令和元年度に義務教育の標準法が変わりまして，正に35人学級が導入されているところでございまして，そういったあたりを踏まえながら，まずは35人学級のしっかりした定着等を図りながら対応していきたいと考えております。

山田委員
今はまだ検討の段階にも入っていないようなんですけれども，鳥取県の取組は，そういう面では非常に示唆に富んだ取組だと思います。徳島県も負けんような取組をやっぱりするべきだと本当に思うんです。
なぜそう言うかといったら，私が本会議の質問でも言いました学校現場の状況なんですけれど，徳島県の学校現場は学級数に対して教員が少ない状態になっているとさっきも言いました。そして，増えた学級の担任には本来，副担任や専科になるはずの教員を充てておると。その結果，次のような事態が起こっている。
一つは学級増で教員の授業の持ち時間が増えて，先ほど大塚委員からも授業準備，教材研究の時間，事務処理をする空き時間が非常に少なくなっていると。副担任や専科教員が減少して，その業務を担任が行うことになる。例えば，担任には過重になるため担任以外がしていた学年会計や各種主任などの校務分掌を担任が行うことになる。出張や年休取得者が重なると，職員室で仕事をする教員がいなくなったり少なくなると。教科書を忘れた生徒が職員室にコピーのお願いに行ったら誰もいない。生徒が教室から出て行ったので探してと職員室に連絡したが，いるのは校長と事務職員だけやったと。私はそういう声も聞きながら本会議に臨んだわけです。
現場は本当に深刻な事態になって，特に校長先生なんかからはもう何とかしてほしいという声も聞いています。そういうことで，学校現場に必要な，働き改革以前の最小限のゆ

とりさえなくなる深刻な人手不足の状態が生み出されている。この事態というのは，文字どおり徳島県教委が教員を増やさず少人数学級を拡大していた施策。私は少人数学級は大いに賛成しておるんですよ。しかし，それに教員が伴っていないということで生み出されたと。解決する責任はやっぱり県教委にあると思います。そういう面で言えば，もう一度聞きますけれども，徳島県独自に県費単独負担教員を採用して学校に教員を増やす必要があると繰り返し言いますけれども，学校現場の状況からしてもこのことは必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

眞椙教職員課長

山田委員より，県単教員を配置して学校内にゆとりをという御指摘だったと思います。

本県といたしましては，繰り返しになりますが定数改善等を図りまして，そういったあたりで学校現場の改善を図りたいと考えております。

山田委員

従来と変わらん答弁なんですけれども，やっぱり深刻な事態をしっかり見ていただきたいと思います。

それと先ほど眞椙課長からも話が出ました。さきの一般質問の教育長の答弁で，各種の加配定数の一層の改善や充実について積極的な働き掛けを行ってきた。徳島県の少人数学級で増やした学級数をカバーするために，国に働き掛けて教員定数のうち加配定数を増やしてきたということかなと私自身も思ったんですけれども，県教委の資料を見るとそう単純でもないと。この３年間の加配教員の状況等々，基礎定数も含めて御答弁ください。

眞椙教職員課長

今，山田委員より，基礎定数あるいは加配定数についての３年間の数というような御指摘がございました。

まず基礎定数ですが，令和２年度は3,740人，加配定数は471人でございます。令和３年度は3,752人，研修等定数，加配定数は425人でございます。令和４年度につきましては3,773人，加配定数は400人の状況でございます。

山田委員

そうしたら，加配定数が令和２年度と比べても70人余り減っているという状況になっておるわけですけれども，国頼みの姿勢だけで本当に教員の今の学校現場の状況を改善できるのか。鳥取県はそういうところに着目して，県独自の教員を採用するということにつながっているわけです。教育条件の整備から言ったら，加配教員がこの二，三年の間に70人も減っているという状況の中で，どのようにして教員定数を改善して，何とか学校の先生を確保しようという思いでいるのかという点について，端的にお答えください。

眞椙教職員課長

今，委員から，基礎定数に対して加配定数が減少傾向ではないかという御指摘がありました。

この加配定数につきましては，先ほど申しましたように令和元年度，義務教育の標準法が改正されまして，これまでの加配であったものが基礎定数化されていきます。そのために471人から400人まで減ったということでございまして，基礎定数化されたということでございますので，決して単純な減ということではございません。

山田委員
そうしたら，国のほうへ働き掛けてという答弁をずっと一貫してされています。これはどういうことなんですか。

眞榾教職員課長
本県におきましては様々な政策提言等をしておりまして，その中で教科担任制であるとか，そういったところを要望しております。それで実際，概算要求等にも今回も数字が上がっておりまして，そういったあたりで要望しているということで，政策提言等をしている状況でございます。

山田委員
政策提言しているよと。しかし一方で，先ほど指摘しました学校現場，職員室の状況や学校の先生の思いや校長の思いの一部を披露したわけですけれど，眞榾課長はこういう声を聞いたことがあるんですか。ないんですか。

眞榾教職員課長
委員から，学校現場の厳しい状況を聞いたことはあるのかというお話でございます。
当然，私もそういった状況は聞いておる状況であります。

生田教育次長
今，学校現場の状況を聞いているかという話がございました。
県教育委員会では，学校訪問を繰り返す，あるいは人事異動の際の定期的な面接等を通じまして，学校現場の状況を詳細に聞き取った上で，次年度の教員配置に努めているところでございます。国からの基礎定数，加配定数を適正に配置するために，学校現場の状況を適切に聞き取っている状況でございます。

山田委員
今そういう答弁もあったけれど，教育長が答弁の中で，学級担任不足や教科担任不足は生じておらずという答弁をしました。確かに現象的には入れ替わるから続いているように見えますけれども，実際，学校現場は大変なんですよ。眞榾課長，この点は当然知っておるわけでしょう。だから，生じておらずというふうに答弁をしてしまったら少々実態と違うと思うんですけれど，どうですか。

眞榾教職員課長
今，委員の御指摘があった教員不足についての件でございますが，本県の教員不足につ

きましては病休等の補充の教員でございまして，一時的なものでございます。各学校には加配等の先生方を配置しておったりするので，そちらで対応していただくと。加配の先生が配置できない場合は，非常勤の教員を配置している状況でございます。
ただ，委員の御指摘のように加配教員等で補っているために，本来的に加配教員がしないといけない業務ができていないということで，学校で工夫をしていただいているということは我々も十分認識しておる状況でございます。

山田委員
産休，育休，あるいは病気で休む教員が学級担任やったら，その代わりが見付からないと担任不在になりますよね。また，休む教科の代わりの教員が見付からないと，教科担任不足にもなると。11月１日現在で小中学校で６件，高校で１件，特別支援４件，計11件，代わりの教員が未配置になっていると。これは教育委員会から頂いた資料です。この学校では，ほかの教員がその穴をカバーするために，自分の仕事の上にいない教員の分を引き受けて授業等を行っている，過重な負担が掛けられているという状況になっておると思います。
県教委の欠員補充制度，チームティーチング，これも以前聞きました。マイスターバンクには，年度当初から既に臨時教員の登録者がほとんどいなくなるという状況になっていると思うんですが，正に破綻していると思います。この状況も御報告ください。
また，県下各学校で学級担任や教科担任が一定期間不在になることも現場では多発しておるんです。県教委は学校に代替者を探させていると。本来は県教委の業務である教員探しを，多忙を極める学校に押し付けておるじゃないかと，私はそういうふうに思うんです。学校が退職者や知り合いに頼んで臨時教員になってもらうという努力を，校長先生をはじめいろんな先生がやられていると。特に，休職者の講師及び教科の代わりの教員が見付からないので，他の教科の免許しかない者を配置することもある。その場合は当然，臨時免許が必要になります。臨時免許を出して，免許外の講師に教科を持たせる。昨年度，小学校で52件，中学校で38件と３年前より臨時免許も増えている。正規の教員免許を持たない教員が残念ながら学校現場に増えている。全てとは言いません。こういう現状があるということについては，どういうふうに認識されて，どういうふうに改善しようとしておるんですか。

眞榾教職員課長
委員御指摘の免許を持たない臨時免許状での講師の配置という御質問でございますが，確かに委員の御指摘のように，平成31年は140件であったものが令和３年に151件ということで10件増えております。ただ，こちらは件数イコール人数でございませんので，決してこの件数がそのまま人数とは我々も把握しておりません。
続きまして，臨時免許状につきましては免許法の特例規定に認められておりまして，そういった対応ができることになっていると。文部科学省も教員不足の対応としてこの臨時免許状の適切な授与といった通知もございました。ですから，制度的に認められているものでございまして，そういったものを使いながら教員を配置している状況でございます。

山田委員

今，答弁があったけれど，臨時免許は法的なことを言ったらそのとおりだと思います。しかし，やはり正規の先生を増やして，安心して行き届いた教育を実現するというのが本来の教育委員会の仕事でしょうと。県教委も学校の先生とともに御苦労されている点は分かるんですよ。しかし，いよいよ改善する時期に来ておるんちゃうかと。知事部局とも話して，この徳島県の状況，県単教員の確保も含めて臼杵副教育長からこの前も最後に話がありましたけれども，今は教育委員会を挙げて鳥取のような状況にしていって，小中の35人学級にふさわしい学校の先生の確保をですね。様々なひずみの声をたくさん聞いています。そういう面で言えば，やはり改善が必要になってくる。改善策はさっき言ったように，鳥取のような県単の教員及び正規の教員をしっかり増やしていき，ゆとりのある教育現場を作るということが必要だと思うんです。いろんな制約もあると思うんですけれども，文字どおり教育委員会が一丸となって財政当局や知事部局とも話して，この状況をリアルに伝えていってもらって，学校現場の皆さんの御苦労を少しでも改善させるという取組をやっていってほしいと思います。

眞楫教職員課長

今，委員から，ひずみを改善するという御指摘でございました。

繰り返しになるんですが，本県といたしましてはまず定数の改善と，もう１点，やはりしっかりとした優秀な教員を確保したいと考えておりまして，そういったことを今，実際に取り組んでおります。全国的にも教員を目指す若者が非常に減少傾向にあります。そのために本県でも12月11日に徳島で教員になろうフォーラムを開催いたしまして，正に教員を目指す方に，きちんと教職の魅力をアピールしたいと考えております。

それとその中で，ペーパーティーチャーいわゆる免許を持ちながら教職に就いていない方がいらっしゃると，市町村等の教育委員会等からそんなお話を聞きましたので，そういった免許を持ちながら教職に就かれていない方につきましても，こういった状況で学校現場に配置してくれないかということも含めまして相談会を実施し，配置を心掛けようと思っています。

本年度の改定としましてはあと１点ありまして，臨時教員をしながら教員採用試験に成績上位で落ちた者につきましては，３年間，教員採用試験の免除をしておりまして，臨時教員が働きやすい環境，さらには講師に就かれていなくても成績上位で落ちた者につきましては，本県で臨時教員をするのであれば，１年間でございますが一次審査の一部を免除するというような形も作っておりまして，そういった先生方をしっかり徳島県に引き込みたいと考えております。そういったもので教員不足の解消，改善を図りたいと考えております。

山田委員

そうしたら眞楫課長，３年間の臨時教員の試験猶予に本年は何人該当するんですか。

眞楫教職員課長

全てトータルで言いますと，３年間免除と１年間免除の者は102名おります。そのうち

１年間免除が65名ということでございまして，３年間免除の者については37名が該当するということでございます。この方たちにつきましては，通知を送りまして，本県で臨時教員をしていただくように周知をしているところでございます。

山田委員

37名の中のある方からも話を聞いたんですけれども，やはりなかなか３年間と言われても，本当に受かるかどうかの問題があると，やはりほかの県へということも聞いたことがあるんです。皆さんがいろんな努力でそういう仕掛けをされているのはそのとおりなんですけれども，その問題についてはまた改めて議論をしていきたいと思います。

いずれにしても，やっぱり学校にゆとりをしっかり持つような応援を，県教委が果たしてほしいと。これは校長先生をはじめいろんな人からそういう声を聞いていますんで，是非ともその先頭に立って必要なところとの交渉，折衝をしていってもらい，私自身はやはり鳥取県のような少なくとも当面は県単教員を増やしてでも対応するということを強く要望しておきたいと思います。

家庭教育支援についてお伺いします。これは井下委員がずっと本会議でも質問してまいられていました。東京新聞の報道なんですけれど，全国では徳島県を含め10県６市で条例化されています。本県の取組では，家庭教育への公権力の介入を招くという批判の声や，子供を権利の主体ではなく客体として捉える，行政があるべき家族像や子供像を押し付ける危険があるなどの懸念の声も挙がっています。まず，条例制定は県議会の議員提案からで，それを受けて今，具体化して推進しているわけですけれども，この批判や懸念の声は徳島県の場合は当たるのか当たらないのかという点について，お伺いします。

倉橋生涯学習課長

ただいま山田委員から，全国の家庭教育支援に係る懸念というところで御質問を頂いております。

本県におきましては，委員のおっしゃるとおり平成28年に議員提案の条例で制定いたしております。家庭教育支援条例の趣旨といたしましては，各家庭が家庭教育に主体的に取り組むことができる環境を整備して，家庭教育を地域全体で支援する社会的機運を醸成することで，子供たちの健やかな成長を推進しようとするものでございます。

議員提案で条例の制定を頂きましてから，これまでこの趣旨にのっとりまして，子供たちの健やかな成長のため家庭教育を支援する，例えば，とくしま親なびプログラムの作成や地域で家庭教育を支援する，とくしま親なびげーたーの養成，また徳島家庭教育のつどいといったところで支援の取組を充実してまいったところでございます。

引き続きまして，本県におきましては各部局とも連携しながら様々な施策の推進を行ってまいりたいと考えております。

山田委員

今，そういう答弁を頂きました。令和３年２月４日に徳島県議会政策条例検討会議の結果報告書というのが出ています。この中で，家庭教育支援条例についても検討結果として出されているんですけれども，今後の取組として７点出されていました。それがどのよう

に改善されてきたのかということについてお伺いします。

倉橋生涯学習課長

ただいま山田委員から，今後の取組の７点の推進について御質問を頂いております。

まず，家庭教育支援の更なる横展開とか庁内連携の充実強化というところが示されておりますけれども，これにつきましては令和元年度におきまして，家庭教育支援に関わる保健福祉部，未来創生文化部などの関係課と連携いたしまして，部局間連携の会議を年２回開催しているところでございます。教育委員会の関係各課はもとより保健福祉部からは女性の健康支援や生活困窮者支援，また子供政策を行う未来創生文化部のはぐくみ支援企業の認証など，子育て世代が働きやすい職場環境づくりを所管する商工労働観光部など，それぞれの関係課が持っている施策につきまして，包括的に情報交換や情報共有をする体制を構築しております。また，参集による会議だけでなく，平時から個々の事業実施での相談や情報共有，交換などを行い，連携を強化しているところでございます。

さらに昨年度は，コロナ下における子供と保護者を対象とした実態調査を保健福祉部，未来創生文化部，教育委員会とが連携して実施しまして，この調査結果を受けまして，今年３月には各部局にまたがります相談機関，支援窓口一覧を作成し，小中高，特別支援学校など関係機関に周知をするなど，これまで効果的な連携，情報発信などを着実に進めているところでございます。

また，保護者に対するサポートというところでございますけれども，とくしま親なびワークショップを実施いたしておりまして，保護者会などへ派遣しており，保護者の皆さんからは，今まで気軽に挨拶できる保護者がいなかったけれども，これで知り合いができたとか，同年代の方々と情報交換ができて悩んでいたのは自分だけでなく安心したといったような好評のお声も頂いているところでございます。

また，令和２年度からは保護者だけでなく，若い世代への家庭教育の支援といったところで中高生，次世代版のとくしま親なびプログラム集を作成いたしまして，ワークショップへ派遣を行っているところでございます。

山田委員

主な答弁を頂きました。また関心を持って検証していきたいと思います。

徳島県とともにこの条例を制定した例えば茨城県なんですけれども，令和３年６月に家庭教育支援に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書，かなり長い文ですけれども作っています。つまり，そういうことで検証しながらやっていると，徳島県においてもそういうものを作る予定があるのかないのか，端的にお答えください。

倉橋生涯学習課長

当課におきましては徳島県の生涯学習，社会教育として冊子を作成しておりまして，事業の実施内容また実施の結果，実績につきまして取りまとめております。これにつきましては，皆さんにいつでも御覧いただけるように，当課のホームページにも掲載しておりますので，よろしくお願いいたします。

山田委員

冊子はもらいました。見ました。教育委員会だけじゃなくて，さっき言った横断的なところをまとめた上での成果物を示すことも必要になってくると思うんで，これは今後検討していってほしいなと。茨城県ではそういうことを取り組まれているんで，是非ともそれをお願いしたいということを要望しておきます。

倉橋生涯学習課長

先ほども申しましたように，当課で作成しております冊子だとか庁内連携の会議もしておりますので，引き続きホームページまたＳＮＳなどで情報発信もしっかりしてまいりたいと考えております。

山田委員

これは教育長から答弁いただいたんですけれども，学校給食についてお伺いしたいと思います。

まず，保護者が負担する学校給食費の年平均は一体どれぐらいになるのかという点も含めて，また，県内の自治体でも今回，臨交金等々を活用した取組も広がって，取りあえず３月まで無償化するという自治体も出ています。端的にその辺も答えていただくのと，それと県の取組の強化が必要ということでは，例えば千葉県が第三子の無償化なども検討するということになりました。千葉県のローカル放送を見たり新聞を見たりしたら，千葉県内でそういうことが広がってきたんで，県としても特に第三子の負担を軽減しようということになりました。

そういう取組は非常に重要な取組だと思うんですけれども，徳島県では事前委員会で議論したようにマックスで僅か20円と，それだけじゃなくて特にシングルマザーの皆さんの中でも大変な状況が続いているわけですから，やはりここは県が積極的に打って出るべき時期やと。その面では，千葉県のような第三子無償化とか，当面，全額28億3,000万円は出せないということだったら，市町村と連携して半額を目指すとかいう方法を含めて無償化の動きを加速することが必要だと思うんですけれども，その点を御答弁ください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から，学校給食の無償化等について御質問を頂きました。

まず，県内の保護者が負担する学校給食費の年平均は，市町村によりまして学校給食の単価が異なりますので違いはございますが，小学校で５万円前後，中学校では６万円程度と認識しておるところでございます。

千葉県の学校給食の無償化につきましては，今回，国の臨時交付金を活用して，第三子以降の子供に対して給食費を無償化するということで，千葉県には小中学生が45万人いるそうですが，そのうち第三子以降に当たる子供はおよそ４万5,000人と聞いております。いずれにしましても，全国初めての取組ということで，担当課におきましてもその状況を注視しておるところではございますが，本会議それからこれまでの委員会等でも御答弁させていただきましたように，学校給食法において学校給食食材費などの経費は保護者が負担すると定められておりますので，そういった法の趣旨にのっとって無償化，補助につい

ては各学校の設置者であります市町村において検討されることがふさわしいと考えておるところでございます。

山田委員

今，答弁いただいたんですけれども，徳島県でも既に三好市，神山町が全面無償化と13自治体で一部無償化という動きが強まっています。それと連携して，県が旗を振ってでも学校給食費の無償化の動きを強める必要がある，何らかの検討を是非ともしてほしい。

そして，先ほど吉田委員からも提案がありました小松島市の取組について，地場産，国産というのも重要なんですが，有機という面もこれからの非常に重要な要素になっていますんで，この点も是非取り入れて検討していただきたいんです。最後にその答弁を頂いて質問を終わります。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から，給食費無償化，県における働き掛けというようなことで御質問を頂きました。

県におきましては，他県の状況，国の状況も踏まえながら学校給食を安定的に提供してまいる方向で取組を進めてまいりたいと思っております。本会議の答弁の中でもお答えさせていただいておりますが，国の就学支援制度の適切な活用について働き掛けを行ったり，先ほど委員からございましたように，地産地消の推進また食育の充実等について必要な情報提供，働き掛けを行いまして，市町村を支援してまいりたいと考えております。

岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより，採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，教育委員会関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第34号，議案第35号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは，請願第18号「国の教育政策における財政的支援に関する請願」を審査いたします。
本件について，理事者の説明を求めます。

榊教育長
請願第18号でございます。
①今日的な教育諸課題に対応するため，更なる義務教育諸学校等の標準法の改正をし，教職員定数の改善を図ることにつきましては，学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し，学校に求められる役割が拡大するとともに，新しい教育課題への対応も求められている中，教員が子供たちと向き合う時間を確保し，誇りとやりがいを持てる環境を確保する必要があります。
2023年度国予算の概算要求においては，小学校における35人学級の計画的な整備と小学校における高学年の教科担任制の推進等を図り，義務教育９年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに，学校における働き方改革，複雑化・困難化する教育課題へ対応するために必要な教職員として，公立小中学校の教職員定数を5,158人に増員する要求がなされております。
②教育現場に優れた人材を確保するため，人材確保法を尊重し，教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすることにつきましては，いわゆる人材確保法は教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより優れた人材を確保し，もって我が国の教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。
教育職員の給与等につきましては，平成19年３月の中央教育審議会答申，今後の教員給与の在り方についての中で，今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ，めりはりをつけた教員給与体系を構築することが示されております。この答申を受け，国では教員の給与等の見直しが行われ，本県におきましても副校長，主幹教諭，指導教諭を設置するとともに，部活動指導手当を含む教員特殊業務手当の手当額の増額や義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減など，継続的に教員給与体系の見直しを行っているところです。
③教育の機会均等と教育水準の維持向上のために義務教育に係る費用を全額国庫負担とすることにつきましては，小学校，中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し，義務教育費国庫負担制度により国が一定の割合を負担しておりますが，平成18年度から国の負担割合が２分の１から３分の１へと引き下げられております。以上でございます。
よろしくお願いいたします。

岩佐委員長
理事者の説明は，ただいまのとおりであります。
本件は，いかがいたしましょうか。
（「採択」と言う者あり）
それでは，本件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本件は，採択すべきものと決定いたしました。

ただいま採択すべきものと決定いたしました請願第18号，国の教育政策における財政的支援に関する請願は，国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際，徳島県議会会議規則第14条第２項の規定に基づき，文教厚生委員長名で意見書案を議長あて提出いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

次に，お諮りいたします。

意見書の文案は，いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは，文案は正副委員長に御一任願います。

以上で，請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第18号

以上で，教育委員会関係の審査を終わります。

これをもって，本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（13時48分）